

長野市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内に存する空き家を有効活用することにより市内への定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家の所有者等と市内への定住を希望する者との結び付きを支援するための空き家バンクに関する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 自己の居住の用に供することを目的として建築された市内の家屋であって、現にその者及びその親族等（以下この号において「旧居住者」という。）が居住していないもの（この要綱に基づく事業により新たに入居する者が入居するまでに旧居住者が居住しないこととなることが確実に見込まれるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 所有権その他の権原（以下「所有権等」という。）に基づき、売買、賃貸その他の管理又は処分を適法に行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて市長が登録する当該空き家に関する情報の総体をいう。
- (4) 空き家利用希望者 市内への定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (5) 仲介事業者 空き家バンクの運営について市と協定を締結した宅地建物取引業協会（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第74条第1項に規定する宅地建物取引業協会をいう。）の会員である宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3 空き家バンクに空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、次に掲げる事項を記載した申込書に長野市空き家バンク物件登録カードその他市長が指定する書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 登録を申し込む者の氏名及び住所
- (2) 所有者等と空き家利用希望者との間における当該空き家の売買又は賃貸借に係る交渉について仲介事業者による媒介の希望の有無
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による申し込みは、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

- (1) 企画政策部移住推進課の窓口で申込書を提出し、及び関係書類（第1項各号に掲げる書類をいう。以下この項において同じ）を提出する方式
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申込書及び関係書類を提出す

る方式

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法により申込書及び関係書類を提出する方式

(4) 電子メールを利用して申込書及び関係書類を提出する方式

(5) 市長が指定する方法によりながの電子サービスによる電子申請（以下「電子申請」という。）を用いて申し込む方式

(6) その他市長が適当と認める方式

3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家に関する情報を空き家バンクに登録するとともに、その旨を所有者等に通知するものとする。

（登録内容の変更）

第4 市長から空き家バンクに登録をした旨の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、当該登録の内容に変更があったときは、その旨を市長に通知しなければならない。

（物件登録の抹消）

第5 物件登録者、仲介事業者又はその承継人は、当該物件登録者に係る物件の空き家バンクへの登録（以下「物件登録」という。）を抹消しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

(1) 抹消を申し出る者の氏名及び住所

(2) 物件登録番号

(3) 登録を抹消する理由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、物件登録を抹消するものとする。

3 第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 企画政策部移住推進課の窓口で申出書を提出する方式

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申出書を提出する方式

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法により申込書及び関係書類を提出する方式

(4) 電子メールを利用して申込書及び関係書類を提出する方式

(5) その他市長が適当と認める方式

4 第1項の場合のほか、市長は、次のいずれかに該当するときは、物件登録を抹消するものとする。

(1) 第7の規定による報告があったとき。

(2) 物件登録した空き家に係る所有権等について、この要綱による事業の目的が達成できない程度の変動があったとき。

(3) 物件登録から2年を経過したとき。

(4) 物件登録の内容に虚偽があったとき。

(5) 物件登録に係る所有者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者であることが判明したとき。

(6) その他市長が物件登録を抹消することが適当であると認めたとき。

5 市長は、前2項の規定により物件登録を抹消したときは、その旨を当該物件登録を抹消された所有者等又はその承継人に通知するものとする。

6 第3項第3号の規定により物件登録を抹消された所有者等は、その抹消された物件登録に係る物件について、改めて空き家バンクへの登録を申し込むことができる。

（空き家バンクの利用の促進）

第6 市長は、長野市ホームページへの掲載、仲介事業者等への情報提供その他適切な方法により空き家バンクの利用の促進を図るものとする。

（契約結果の報告）

第7 物件登録者は、空き家利用希望者と物件登録に係る空き家の売買又は賃貸借の契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書によりその結果を市長に報告しなければならない。

(1) 報告する者の氏名及び住所

(2) 物件登録番号

(3) 契約を締結した日

(4) 契約の種類

(5) 当該空き家の購入又は賃借をした者の氏名及び住所

(6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 企画政策部移住推進課の窓口で報告書を提出する方式

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により報告書を提出する方式

(3) ファクシミリ装置を用いて送信する方法により申込書及び関係書類を提出する方式

(4) 電子メールを利用して申込書及び関係書類を提出する方式

(5) その他市長が適当と認める方式

（交渉等への不関与）

第8 第7に定めるものを除き、市長は、物件登録者又は仲介事業者と空き家利用希望者との空き家に関する交渉等については、一切これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第9 物件登録者、仲介事業者及び空き家利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報等を紛失等することのないよう適正に管理すること。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成27年長野市告示第 695号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年長野市告示第 188号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年長野市告示第333号）

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。